



石巻市と石巻専修大学との連携に関する協定書

石巻市（以下「甲」という。）と石巻専修大学（以下「乙」という。）は、次のとおり石巻市と石巻専修大学との連携に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が包括的な連携のもと相互に協力し、地域社会の発展と人材育成及び学術の振興に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携し協力する。

- (1) 地域づくり・まちづくりの推進に関すること。
- (2) 観光振興や産業振興など地域経済の発展に関すること。
- (3) 環境の保全及び防災対策の推進に関すること。
- (4) 健康づくりに関すること。
- (5) 住民との協働の推進に関すること。
- (6) 教育・文化の振興及び生涯学習の推進に関すること。
- (7) 地域の国際化・国際交流の推進に関すること。
- (8) その他相互に連携協力することが必要と認められる事項

（連携協力推進会議）

第3条 前条各号に掲げる連携事項を円滑に推進するため、連携協力推進会議を置くことができるものとする。

2 連携協力推進会議の構成及び運営に関する事項は、甲乙が協議の上、別に定める。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、本協

定による有効期間満了の日の3か月前までに甲又は乙いずれからも書面による更新しない旨の申出がないときは、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（協定解除）

第5条 甲又は乙が有効期間の中途において解約を申し出た場合は、甲乙協議の上、本協定を解除することができるものとする。

（その他）

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定に関し疑義が生じたときは、その都度甲乙協議の上、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

平成20年2月4日

甲 石巻市日和が丘一丁目1番1号

石巻市長 土井喜美夫

石巻市
長印

乙 石巻市南境新水戸1番地

石巻専修大学長 坂田 隆

石巻専修大学
印